道路の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。

なお,関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市北区役所建 設課において,一般の縦覧に供する。

平成21年8月10日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種 類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	新潟大外環状線	新潟市北区前新田字前新田甲 355 番 7 地先から 新潟市北区前新田字前新田乙1番1地 先まで	平成21年8月10日
県道	新潟五泉間瀬線	新潟市北区前新田字前新田甲 155 番 2 地先から 新潟市北区前新田字前新田乙 5 番 1 地先まで	平成21年8月10日